

少年院における特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育）

資料2

★ 指導目標

自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考える。

- 対象者 被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラムを組み合わせる実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

中核プログラム

項目	指導内容	指導方法
① 中核プログラム (共通)	自己の与えた被害を直視し、非行の重大性や被害者等の現状を認識するとともに、被害者等に対する謝罪等の気持ちを高めるための指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「責任を考える」(ワークブック)を用いた個別指導又はグループワーク
② 周辺プログラム	被害者等の心情を正面から受け止めるための指導（3級及び2級の段階に実施することが望ましい）	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストスピーカーによる講話 ・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	自己の非行に目を向けるとともに、罪障感を高め、謝罪等に向けた決意を固めるための指導（2級及び1級の段階に実施することが望ましい）	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールレタリング ・個別面接指導 ・課題作文指導 等

- 実施形式 個別指導又はグループワーク
- 指導時間数 12単元（1単元100分）

単元	指導科目
第1回	被害者の方等が受けた被害について理解する
第2回	自分と向き合う
第3回	事実と向き合う①
第4回	事実と向き合う②
第5回	事件への自分の関与について考える
第6回	被害者の方等の視点から考える
第7回	償いについて考える①
第8回	償いについて考える②
第9回	償いについて考える③
第10回	償いを実現するための方法について考える①
第11回	償いを実現するための方法について考える②
第12回	これからの生き方について考える

